

官民競争入札等監理委員会
第150回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第150回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年3月17日（火）15:56～17:20

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1．開 会
- 2．実施要項（案）について
政府所有米穀の販売等業務
- 3．事業の評価（案）について
情報処理技術者試験事業
登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）
- 4．契約変更（案）について
労災特別介護援護事業
- 5．（独）産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務に係る民間競争入札の
経緯及び今後の対応について
- 6．平成26年度地方公共サービス小委員会審議報告について
- 7．実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント等の作成及び
「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方」の修正について
- 8．国民年金保険料収納事業の契約変更（案）について【非公開】
- 9．公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】
- 10．公物管理等分科会及び施設・研修等分科会 ヒアリング結果について【非公開】
- 11．次期公共サービス改革報告書（案）について【非公開】
- 12．閉会

榎谷委員長 それでは、定刻少し前ですけれども、第150回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は、議事次第のとおりでありますけれども、議題8～11につきましては、本会議運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議をいただきたいと思いますが、本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、政府所有米穀の販売等業務の実施要項（案）について、石堂主査から3分程度で御説明をお願いしたいと思います。

石堂委員 それでは、御説明申し上げます。政府保有米の取り扱いということなのですが、御承知のことと思いますけれども、国産米を100万トンくらい、不測の事態に備えるために備蓄するという事業と、それから、ウルグアイラウンドでの国際約束ということで、MA米というようですが、外国産米を年間77万トンずつ輸入するという、この2つを扱っているものでありまして、100万トンの備蓄というほうが大体5年間備蓄する、ということは、毎年20万トンずつこの備蓄のために新たに購入するという。それから、MA米のほうは、受け入れますと、この事業にかかわるのは60万トンと聞いておりますけれども、それを順次、飼料あるいは加工の用途に順次販売していくことが、事業内容になっております。

したがって、中身としては、それを保管し、販売しというようなこととなります。資料に、色刷りのものがあるかと思います。これが、その中で行われる事柄の全体を示しておりまして、ちょうど真ん中くらいにありますように、平成27年度概算決定ベースで411億円という規模でございます。それが、下にありますように、受託事業者に対する手数料あるいは保管経費とか、運送とか、カビの確認経費とか、こういうもので構成されているということで、手数料の部分が56億円、大体15%くらいであります。保管経費の部分が66%、これが一番大きいということでありまして、あと、運送経費が77億で18%、その他はもうごく小さくて1%ということでした。

平成22年度以来、本件につきましては、この全体を一括して民間に委託するという方法をとってまいりましたが、その際に、この図でいきますと、一番右側の「取扱手数料」と書いてあります、そのさらに上に、内訳的に「販売手数料」というのがありますが、これが全体で10%強なのですけれども、この部分だけを入札にかけて、それ以外の部分については、全て実費を支弁する、要するに、受託事業者の収入にはならないのだという前提で、発注してまいりました。

ただ、その際、この販売手数料部分について、非常に、極端に低い入札価格の状況が続きまして、どうも、やはり実費支弁という部分に、実態と違うものがありそうだとことになりまして、平成26年度から、この一番大きい部分であります「保管経費」これも入れて入札にかけるということにいたしました。

若干細かくなるのですが、平成26年度は、左側の「取扱手数料」の部分について、若干

変則なのですが、この部分については販売手数料のみを入札にかけ、その結果を物品手数料にも反映するというような方法をとっておりましたが、平成27年度からは、この物品手数料部分もまとめて「取扱手数料」として保管経費とプラスして、全体で80%強の部分を、価格競争にかけるというやり方といたしたところでございます。

それから、もう一つ、この事業では、大手商社が、まず一次の受託者となりまして、それから先、再委託という形で、倉庫業者等にだんだん委託してまいるのでありますけれども、そのときに、大手商社が支配力を持っている子会社が、その再委託先となりますと、若干取引に不透明な部分が出てくるのではないかということで、昨年度はその比率を、全体の取引額の50%以内にするようにという制約を加えました。それについて、この平成27年度につきましては、さらに、その率を下げまして、30%程度までにするようにという、この2つが平成26年度との変更点でございます。

それで、資料の1-1に、今後の検討課題ということが書かれておりまして、平成26年度に、一番大きい部分である保管経費を入札にかけましたら、それなりに競争原理が働きまして、非常に効果が出たのですけれども、どうも大手商社は、一部なのか大部分なのか、再委託先に転嫁した様子がございまして、そちらの方からかなり不満が出ているということで、これが、余り不満が強くなると、倉庫業者がもう政府米を扱わないとか、あるいは経営的に疲弊するとかいう中で、この食糧の備蓄制度そのものが揺るぎかねないのではないかということ、農水省では非常に心配しておりまして、その点について、今後何か考えていく必要があるのではないかとございまして、

この1)の後半にありますように、場合によっては、農水省としては、保管業者に対する補助金等の助成措置を検討するといったことも、必要なかもしれないということなのでありますけれども、そういう話になりますと、この政府保有米の業務そのものとは、ちょっと別の議論になりますし、この監理委員会としても、助成云々について、討議する場でもないと思いますが、そういうようなことを農水省のほうでは心配をしているということでございます。

それから、もう1点「運送経費」の問題があります。先ほどの、カラーの図で見ていただきましたように「運送経費」というのは77億円、全体の18%くらいを占める大きな部分なのですが、備蓄が、足かけ6年くらいの長期間になりまして、そのいろいろな場面で運送業務が発生するということになります。これはどのくらいの数量をどのくらいの距離、どのくらいの単価で運ぶかということを見積もった上で、入札するというのが、非常に難しいということで、平成26年度はこれを入札に加えるの見送りしました。平成27年度までに検討するということがあったのですが、農水省さんとしては、今回もやはり難しいということと、先ほど申し上げましたように、平成26年度に保管経費を入札対象としたことで、業界に若干混乱が見られるという中で、さらに、運送経費も一挙にというのはちょっとむずかしいということでございますので、小委員会といたしましても、平成27年度からすぐ対象とすべしということまではしないという結論といたしました。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、運送経費は結構な分量を占めますし、競争原理がうまく働かないとおっしゃるのですけれども、働くような仕組みを工夫する必要があるのではないかと考えまして、今後、引き続き、農水省さんのほうで、検討をしていただきたいという位置づけにしております。

その中で、本件については、平成22年度に「包括化」した上で民間に委託したというのが、非常に目立つ事象だったわけですが、逆に、この包括化しているがゆえに長期間の運送経費を見積もるのが難しいということであれば、すでに5年も経過していることですから、例えば、運送業務を切り離して考えると、そういうこともありうるのではないかといい中で、今後、農水省さんにおける検討状況を注視していきたいと思っているところでございます。

政府保有米穀の販売等の業務についての説明は以上でございます。

榎谷委員長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました内容について、御意見、御質問、ございましたら、御発言をどうぞ。

前原委員長代理 素朴な質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

榎谷委員長 どうぞ、前原委員。

前原委員長代理 この備蓄米の活用例を教えてくださいのすけれども、3.11、東日本大震災のとき、あるいはものすごく不作の年があったときに多分使うと思うのですが、そうすると、4年前の大震災のときは、これがどのくらい使われたのか、あるいは不作の年があったとしたら、これはどういうふうに使われたのかを教えてください。

それから、運送費が非常にかかると聞いたのですが、どこに備蓄をしているのかということも教えてください。備蓄する場所によって、運送費はそんなにかからないですよ。

石堂委員 実際に備蓄米が使われたことに関する資料は、今回、小委員会では特に提示されていませんでしたが、事務局で何かございますか。

事務局 この制度ができましたのは、平成22年からでございますので、それ以降不作というのはありません。

一方で、3.11の話でございますけれども、当時は玄米のみを保有をしております、玄米ということもありまして、すぐに活用することが困難でしたので、3.11を踏まえまして、そういう事態に対応できるように、今は精米を備蓄するということをしているというのが今の状況でございます。

前原委員長代理 全部精米にしているのですか。

事務局 いえ、一部です。

前原委員長代理 一部ね。どのくらいですか。3.11は使えなかったのですか。そういうときのために多分あると思うのだけれどね。

事務局 不作時ということで、一応セットはしていたのですけれども、3.11のときには、玄米で保有していたということもあって、民間に精米はありましたので、そちらのほうの

活用です。

前原委員長代理 それで済んでしまったのですね。じゃあ余り必要ないのかな。

石堂委員 あと、倉庫の所在箇所については、まさしく、あっちにもこっちにもという状況だったようなのですけれども、今回保管経費を入れた関係で、倉庫業者がちょっと嫌がったことがありますして、受け入れないという倉庫があちこちに出てきますと、今度は生産者が政府に売りたいときに、遠くの倉庫まで運んでいかなければならないというような事象も発生しているようでありますして、それも農水省としては、やはり、ちょっと手を入れないと、その制度自体が危ういかもしいと考えているところです。

前原委員長代理 倉庫のあり方とかですね。しかもほとんど使われていないと思うのですよね。

石堂委員 そうですね。それで、農水省さんにも、この備蓄制度について、何か見直すとか、そういう検討はあるのだろうかということ、小委員会でもお尋ねしましたけれども、今のところは特にないとおっしゃる内容でした。

前原委員長代理 むしろ、これは制度そのものに問題があるかもしれません。

樫谷委員長 ほかに何かございますか、よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により「付議」されました実施要項(案)につきましても、監理委員会としては「異存はない」ということにしたいと思えます。

続きまして、事業の評価(案)について、御審議をいただきたいと思えます。事業の評価(案)につきましても、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは「情報処理技術者試験事業」及び「登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)」、その事業の評価(案)について、事務局から7分程度で御説明をお願いしたいと思います。

金子参事官 それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明をいたします。

まず、最初の「情報処理技術者試験事業」についてでございます。お手元の資料2-1と、その下に、メインテーブルには参考資料として横長の図を用意してございますので、あわせてごらんいただければと思えます。

まず、この事業の概要について、横長の絵で見ていただきたいということですが、いわゆる、試験を実施していただくという業務でございます。従来、市場化テストになる前は、独立行政法人情報処理推進機構がみずから行っていたというものでございます。この事業は、平成19年から順次、市場化テストを実施しておりまして、現在では全国全て市場化テストの対象ということで、エリアによるのですけれども、今回の評価対象の事業が2期目、ないしは3期目となっております。

今期の評価内容について、資料2-1に戻っていただいて御説明をしたいと思えます。

まず、この事業について、応札者の状況でございますけれども、2.のところにございませうように、前回の事業において1者応札であった那覇地域も含めまして、全ての地域で複

数の応札というのが実現できているということでございます。

3.でございますのが、質の面の評価ということでございますけれども、これにつきましても、定められた手順によって適切に事業は行われておりまして、質の面ではクリアをしているということです。

4.の経費に関することということでございますけれども、こちらについても、従来経費の83%の経費で実現できているということございまして、経費の面でも良好な状況にあると考えております。

この事業については、御記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、前回の評価のときに、良好な実施状況にあるということで新プロセスに移行して今期事業を行っていただきましたけれども、引き続き良好な状況にあると認められますので、この事業については今期をもって市場化テストを終了することとしてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、次の事業について御説明をいたします。

「登記簿の公開に関する事務」ということございまして、お手元の資料3-1と、また、その下にあります絵をあわせてごらんいただければと思います。

この業務につきましては、横長の絵にございますように、登記簿の登記事項の証明書の交付でありますとか登記簿の閲覧といった、いわゆる窓口業務を行っていただくということでございます。この事業につきましても、横長の絵の下側のほうにございますけれども、順次エリアを拡大しつつ行っておりまして、平成23年からは一部の小規模な登記所を除いて全ての登記所でこの事業を市場化テストの対象として行っているということでございます。この事業につきましては、これも箇所によるわけなのですが、今回の評価対象が2期目ないしは3期目になっているということでございます。

評価内容について、3-1に戻っていただきまして、順次御説明をしたいと思います。

1.の「契約期間」のところを、まず、見ていただきたいのですが、実施箇所によって、平成25年の4月に開始したものと、平成25年の9月に開始したものの2つに分かれているということでございます。

この経緯、若干御説明いたしますと、実は、前期の事業実施に当たりまして、比較的低い価格で落札をされた事業者さんがいらっしゃって、その中の一部の事業者さんで、実施状況に問題を起こされた方もいらっしゃったような状況にありましたけれども、そういった前期の低い入札価格をベースに、今期の予定価格が算定されたこともありまして、一部の入札において不落になったということでございます。その間、必要な経費を確保した上で、再入札をする必要が生じたので、一部のエリアにおいて、開始時期が5カ月ほど後ろ倒しになったということでございます。

応札者数については、先ほど申し上げましたとおり、1回の入札で落札者が決まらなかったものがございましたし、入札の結果を見ましても、おおむね複数であるのですが、一部、やはり1者応札が引き続き残っているような状況でございます。

続きましては、質の面の評価でございますけれども、質の目標としては、アンケート調査に基づいて、利用者の満足度でありますとか、証明書等を適正に作成し引き渡しているかという正確性の面、処理時間について、それぞれ目標が定められているということでございまして、これらの目標について、おおむね今回の事業者さんは達成されているということではあるのですが、ただ、正確性の面、過誤処理の発生件数というのが、国が実施していたときと比べてふえているケースが見られるということでございまして、そういった面を、次回どういうふうに改善していくかというのが、課題の1つになっているという状況でございます。

3.が経費に関することございまして、従来の実施経費に比べまして39%の経費の削減が図られているということでございます。

以上を踏まえてのまとめが4.のところでございますけれども、本評価でこれまで指摘しておりますような、先ほどの1者応札であるとか、あるいは質の面のさらなる向上といった課題に対応いただいた上で、この事業は、いわゆる法の特例を用いて民間に事業を委託しておる特定公共サービスでございますので、我々の手元から離れるということはないわけなのですけれども、引き続き民間競争入札を実施していただくというのが適切であろうと評価をしております。

説明は、以上でございます。

榎谷委員長 ありがとうございます。ただいま、御説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、どうぞ。

井熊委員 御説明ありがとうございます。今後の私どもの審査の参考にとということで教えていただきたいのですけれども、国が実施していたときよりも、過誤処理が多くなっているという、いわゆる質の問題があったという一方で、経費の削減率が非常に大きかったというところで、例えば、総合評価の比率の問題ですとかいうところで、今後の改善のポイントというのはあるのでしょうか。

金子参事官 まず、質の面でございますけれども、過誤処理が、国が実施していたときよりもふえたと申し上げてはおりますけれども、ただ大幅にふえているというようなことではございませんでして、もちろん、間違いであってはならないようなことなので、ゼロに近づけていく努力は続けなければいけないのですが、比較的低い水準にはあるという感じではございます。

これの対応策については、入札監理小委員会で、実施府省さんから御説明を受けた段階では、まだ具体策というのはお伺いできておりませんが、次回の実施要項の審議におきまして、どういったことが可能であるかということ、御検討いただくようお願いしたいと思います。

榎谷委員長 ほかに何かございますか、よろしいですか。

それでは、「事業の評価(案)」につきましては、監理委員会としては「異存はない」ということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

榎谷委員長 ありがとうございます。それでは、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

続きまして、契約変更(案)について御審議をお願いしたいと思います。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは、「労災特別介護援護事業の契約変更(案)」について、尾花主査から御報告を5分程度でお願いしたいと思います。

尾花委員 まず、お手元の資料4をごらんください。厚生労働省の「労災特別介護援護事業」の契約変更について、小委員会において審議しましたので、その結果を報告します。

労災特別介護援護事業といいますのは、国が全国8カ所に設置した労災特別介護施設の運営を委託する事業であり、事業者は施設入居者から、入居費の一部として「介護費」という名目の金額を徴収することが業務の一部となっております。

この介護費の金額につきまして、実施要項では、「労働者災害補償保険法」の「介護(補償)給付の最高限度額」と記載されていますが、実際に受託者と締結した委託契約においては、具体的な金額が記載されてしまっております。

例といたしましては、資料4の1.(1)をごらんください。「常時介護を要する状態にある者」の介護費として、現行は括弧内で「104,290円」との記載がありますが、現在の委託契約者においても、受託者には施設入居者から「104,290円」を徴収しなさいと、具体的な金額により、徴収義務が定めております。

ところが、今般、労働者災害補償保険法施行規則などが改正されて、「労働者災害補償保険法」の「介護(補償給付)の最高限度額」が、280円増額されまして「104,570円」となりますことから、受託者には施設入居者から、現行より280円増額された「104,570円」を徴収していただく必要が出てまいりました。それに伴う契約の変更が出てまいったというのが、今回の契約変更の内容となります。

入札監理小委員会では、この変更が法令改正によるものであること、あとは、受託事業者の業務の本質的な変更に当たるものではないこと、また、先ほど御説明したとおり、実際の実施要項においても、介護費というのは「労働者災害補償保険法の介護(補償)」の「給付の最高限度額」となること、さらに、この限度額に改定があった場合は、徴収してもらう介護費も改定されるということがあらかじめ記載されておまして、受託者も金額の変更も、当然予測できていることから、当該契約変更は問題ないものと判断いたしました。

次に、資料4の2.の「本審議後、本契約と同様の事由により契約変更の必要が生じた場合の対応について」の項をごらんください。

そもそも、受託者が徴収すべき介護費の金額について、委託契約書において、労働者災害補償保険法介護(補償)の給付の最高限度額、相当額という、抽象的な定めをしてお

れば、法令の改定により、当該最高限度額が変更になっても、委託契約者を変更する必要はなかったと思われます。

そこで、今期における本事業と、将来実施要項を審議いたします、時期における本事業の対応についても、この点において検討いたしました。

2.(1)は、今期における本事業について記載しておりますが、再び、同様の法令の改定があって、最高限度額が変更となって、受託者が徴収すべき介護費の金額が変更となった場合には、今回の監理委員会の審議をもって、あらかじめ包括的に管理委員会の議を経たものとして、次回また同様の変更を必要な場合にも、新たな審議を要しないというような取り扱いにできればと考えております。

そして、2.(2)では、新たに審議するであろう実施要項の対象となる時期における本事業についても、同様の事由により、介護費の変更があった場合の対応を考えなくてはならないですが、その場合には介護費の金額として、具体的な数字を記載せず、やはり「労働者災害補償保険法の介護（補償）給付の最高限度額と同額」と記載することによって、法令改定によるこれらの介護費の金額の変更について、契約変更手続も必要ないとし、したがって、監理委員会の審議も不要となるような取り扱いにできればと考えております。

御審議のほうをお願いいたします。

榎谷委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思いますが、特によろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

榎谷委員長 ありがとうございます。それでは、公共サービス改革法第21条第2項の規定により「付議」されました、「契約変更（案）」につきましては、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思えます。

続きまして「独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務に係る民間競争入札の経緯及び今後の対応」について、事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

金子参事官 お手元の資料5と、また同じように横長の絵がございますけれども、それに基づきまして御説明をしたいと思います。

これは、つくばセンターの施設管理等業務の絵でございますけれども、横長の概要の図にございますように、施設管理の業務なのでございますが、非常に大きな事業となっております。御記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、最近、前期の事業の評価をいたしましたときに、従来、1つの事業として実施をしておりましたところ、やはり1者応札がなかなか解消しないということで、今回の事業から、例えば植栽であるとか、設備の管理であるとか、そういった事業ごとに分割をしまして、入札を行ってはどうかとしたところでございます。

その結果、5つの業務分野に区分をしまして、今回入札を行ったわけでございますけれども、資料5の2.のところにございますように、その一部の自動車運転・維持管理業務

につきまして、入札者が決まらなかったということでございます。予定価格を上回ったことによる不落ということでございます。

こういった入札で実質の事業者が決まらなかった場合に、その後の対応を監理委員会に報告いただくということになってございますので、今回の報告が来たということでございますけれども、この事業につきましては、4.の対応のところでございますように、入札価格が最も低い参加者と交渉を行った上で、随意契約を結ぶこととしたと報告がございました。

これにつきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

榎谷委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見や御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

榎谷委員長 ありがとうございます。それでは、監理委員会として了承したということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、「平成26年度地方公共サービス小委員会の審議報告」につきまして、事務局から10分程度で御説明をお願いしたいと思ひます。

新田参事官 それでは、私のほうから御説明を申し上げます。資料の6並びにホッチキスで同一とじになってございますけれども、資料6の2枚目以降の添付の1～5を用いまして、御説明を申し上げます。

地方公共サービス小委員会に関しまして、平成26年度におきましては、7月28日に第8回、この3月3日に第9回の小委員会を開催いたしました。その審議内容についての報告でございます。

御承知のとおり、地方公共サービス小委員会におきましては、昨年度に小委員会の報告書をお取りまとめいただきまして、それまで研究してまいりました偽装請負の問題と、公金債権回収に関するこれの民間委託についての報告書を取りまとめいただいたところでございますけれども、平成26年度におきましては、主にその報告書の周知活動を中心に行ってきたということございまして、そういった点を中心に御報告を申し上げ、審議をいただいたということでございます。

1.が「地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動について」の御報告ということで、資料でいいますと、通し番号の3/16ページ、添付1を用いまして、御報告を申し上げます。この小委員会報告につきましては、地方公共団体において、ぜひご活用いただきたいという内容でございますので、さまざまな機会、さまざまな場面を用いまして、公共団体の皆様あるいはその担い手となります、弁護士やサービサー協会の方々に周知を図っていきたいというものでございます。自治体のほうに機会があった場合に、訪問して、実際にその担当の職員の方々と意見交換をして、現場の実態、事情を踏まえた御議論をいただく、あるいは、その自治体で行われます、研修でありますとか、シンポジウムなどに、職員を派遣して、周知活動を行う、また、それぞれ関係団体との意見交換会を行う、それ

から、地方公共団体向けの実務研究誌に寄稿をするといったような形で、活動を行ってまいりました。

特に、大きな事業といたしまして、(10)のところでございますけれども「公金債権回収業務に関する法務研修」を、これは日本弁護士会の御協力を得て、昨年2回開催したのですが、こしは地方部を充実させまして、4回開催をさせていただいて、それぞれ自治体職員の方々、定員を上回る御応募をいただいて、大変関心が高いということを感じたところでございます。

4/16ページの2.以下に、これらの周知活動を通じて、さまざまな御意見など、反応をいただきましたので、それについて整理をさせていただいております。一番大きかった反応といたしましては、4/16の(ア)のところでございますけれども、報告書の意見として「債権回収と福祉の配慮の両立」というものを掲げているということについての共感をたくさんいただいたところでございます。

また、次のページのところで「債権管理条例の制定は課題である」ということでありますとか、外注する場合に公共団体においての「データの整備」が非常に重要だというお話、それから、掲載雑誌への反響ということで、中段下のほうでございますけれども、取り組み事例をたくさん紹介したところで「大変参考になった」というような御意見をいただいたところでございます。

また、次のページ、6/16のところで、自由記述の意見の中で、これから自治体の中でこれらの民間委託について検討していく上での論点などが整備されていて大変よかったとか、あるいはこういったものに取り組むための動機づけやコンセンサスの形成のための整理資料として活用ができる、特に全国的なトレンドがうかがい知れることがよかった、また、仕様書でありますとか委託金額など具体的な事例について役立つ資料が入っている、それから、今後の課題が明示されていて、今後どういう方向で取り組んでいけばいいかの指標になったというような御意見をいただいているところでございます。

頭の1ページ目に戻っていただきまして、こうした報告を踏まえまして、御議論いただきましたところ、特に首長への周知というもので取り組みが大きく進むので、そのあたりについて重点的に取り組むようにという御指示でありますとか、あるいは具体的な事例を持つということがやはり重要だという御指摘、また、現場の方々の考えを踏まえて対応を検討していくことが必要だという点が、御意見をいただいたところでございます。

この報告書につきましては、今後も適宜、これで終わりということではなくて、必要なデータでありますとか、その後入手いたしました情報などについて、適宜加筆、増補していくことをもって充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2.報告書の検討に当たりまして、行ってまいりました「公金債権回収業務における試行自治体の実施結果について」の御報告をさせていただきました。

資料の7/16ページに、簡単にポンチ絵で整理をさせていただいておりますけれども、平成25年2月に、全国11の自治体でこの公金債権回収業務の民間委託について具体的に取り

組みをいただく、これに対して、内閣府のほうでも技術的な指導でありますとか助言、こういった形で支援をさせていただいて、実際に試行していただいた、その結果を取りまとめたということでございます。

その試行の結果につきましては、先ほどの小委員会の報告にももちろん反映しているものと同時に、当初はさまざまな公共団体側の事情があるということで、非公開だと考えておったのですけれども、結果について、試行自治体の皆様から御了解をいただきましたので、内閣府のホームページで実施結果について公表していきたいと考えております。これも事例として、参考になる部分が大変多いかと思っておりますので、そのような扱いとさせていただこうと思っております。

続きまして、また頭に戻っていただきまして、3.「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」という調査業務につきまして、これは平成25年度に内閣府のほうで行ったものでございまして、その調査の内容について、事務局から報告をしたということでございます。資料としては9/16ページのところでございますけれども、これは担い手でありますところの弁護士の方にも協力をいただきながら、先行して公金債権回収等に取り組んでいる地方公共団体へのヒアリングなどを行って、課題とその解決の方法について整理をするという調査業務でございました。この内容について御報告を申し上げたところ、委員の皆様からは、多くの事例を具体的に例示することが参考になるということと、出し手である地方公共団体と担い手である民間事業者双方ともに体制を整えていかないとこういう民間委託は進まないという御指摘をいただいたところでございます。

また、4.でございますが、これは平成26年度に同じく内閣府が行った調査でございますけれども、「国立大学附属病院・国公立病院等における医業未収金の徴収手法等に関する調査」を行いましたので、これも関連するということで、あわせて御報告をさせていただきました。11/16ページでございます。

この調査につきましては、医業未収金に関しましては、多くの病院で非常に問題になっているということもございまして、過去に関連して、市場化テストを一度試行してみた、国立病院と労災病院でございますけれども、そういう経緯もございまして、そのフォローアップも兼ねて、まず一つは国立大学附属病院の現状の調査、それから、先進事例の調査ということで、これが国立大学附属病院だけではなくて、自治体病院でありますとか民間病院、それから、受け手であるところの弁護士や行政書士、サービサーさんのほうにも、ヒアリングにお伺いをして、そのグッドプラクティスの発掘を行ったということでございます。

また、あわせて以前行いました、関連市場化テストのフォローアップ調査を行ったということですが。

これらの成果といたしまして、グッドプラクティスを他病院に応用していくための可能性の話でありますとか、そもそも医業未収金を発生させない工夫の取り組みが参考になる取り組みがありましたので、そういったものの御紹介、それから、業務委託に当たりまし

て特に病院側であらかじめ整理しておくべきようなこと、こういったものが一定の知見が得られたところでございます。

この報告書に関しましては、またこれも参考になる部分があるということでございますので、国立大学附属病院や、国公立病院等に送付をさせていただいて、現場で御活用いただければと考えているところでございます。

この報告書に関しましては、特に調査をした中で、どういった特徴があったかというような御指摘、御質問がございまして、やはり未収金対応に関しましても、外部委託を行う場合でも、早期対応をやらないと効果がなかなか上がらないという旨の御説明を申し上げたということでございます。

続きまして、2ページ目でございますが「地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組について」ということで、これは、いわゆる地方公共団体側の市場化テストを実際に実施している地方公共団体、6市町村あるわけでございますけれども、これらにつきまして、現地を御訪問させていただいて、担当者のお話をヒアリングし、また、現場の状況についても見させていただいた、その状況調査の結果について御報告を申し上げたということでございます。資料でいいますと、13/16ページ以降でございます。

その対象となります6団体につきましては、14/16ページに一覧表を掲げてございます。実際に現場にお伺いさせていただいて、意見交換もさせていただいたのですが、6団体しか実際市場化テストを行っていないということからも、なかなか普及していないという状況でございますが、その原因などについて、今いろいろお伺いをしたところでございます。やはり、事務的な負担感が大変重いと、制度的にかなりしっかり組んでいるということもございまして、例えば第三者機関の設置をしなければならないという話でありますとか、あと、実際の窓口の外部委託を行う場合に、例えば公共施設の指定管理制度と併用して行いたい、そのほうが効率的だということでやっている団体も多いのですが、手続が二重になってしまって煩雑になる、こういったところの御指摘をいただいたところでございます。

課題といたしましては、特にこういった手続きの煩雑さの、特に指定管理制度との併用について何らかの運用改善を図れないのかということにつきましては、今後の課題であると認識をしているところでございます。

続きまして、戻っていただきまして、2ページの6番目「地方公共団体における業務の民間委託について」でございますが、これ以降、6番、7番につきましては、非公開審議ということでございますので、申しわけございませんけれども資料は添付してはございません。

6番「地方公共団体における業務の民間委託について」と書いてございますけれども、これは実は具体的な事案といたしまして、国のほうから是正指示等がなされました、窓口業務の民間委託の事案が発生いたしましたので、その経過について整理をした上で、御報告を申し上げたということでございます。その対応につきまして、一旦これは収束をして

いるところがございますけれども、今後も動向を注視していくということになったということでございます。

また、7番につきまして「今後の地方公共サービス小委員会の活動について」ということでございますが、これは、昨今の経済財政諮問会議などで、国だけではなく地方の公共サービス改革について、特に民間の力を活用しながら一層進めていく必要があるといったような議論が随分なされているという背景がございます、この方策の枠組みに捉われず、地方への公共サービス全般に関しまして、サービス小委員会の委員の皆様から、御忌憚のない自由な討議をいただいたということでございます。

特に、現役の市長の委員がおられるということもございまして、現場の実情に即しましてさまざまな御提案、御意見をいただいたところでございます。

報告は以上でございます。

樫谷委員長 ありがとうございます。ただいま、地方公共サービス小委員会につきまして御報告いただきました問題ですけれども、御意見、御質問はございますでしょうか。

地方の公共サービス改革が、これは進んでいると考えてもいいのですか。それとも、まだまだ総括的というと課題が多いと考えていいのですか。

新田参事官 特に先ほど申し上げました、前回の自由討議の中で、現役の市長様の御意見などもあったのですけれども、先進的に取り組まれている公共団体については、もう、ほぼ今の枠組みの中で、外注できるものは相当外注がされてしまっていると。ただ実際のその外注の仕方の効率化でありますとか、あるいはより一層円滑に運営していくための、例えば助成金の制度とか、そういった部分での条件整備をぜひお願いをしたいという御提案がございました。さまざまな工夫をされながら取り組まれている、相当やはり公共団体のほうも、財政的にも組織面でも厳しい中で、少ないリソースの中で頑張って、市民サービスを行っているということで、かなりの工夫はされているという実態は御報告があったところです。

また、一方で、地方公共団体の規模でありますとか、それぞれの特性に応じて、できることとできないことがやはりある、必ずしも全てができるということではなく、できることとできないところもあるということで、そういった部分について、水平展開についても国のほうで上手く支援をしていきながらやっていただきたいという御提案はあったところでございます。

樫谷委員長 はい。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

なかなか国と地方でやっている関係なので、やれというわけにはいかないのですが、いろいろこういう地道な努力を重ねていくということで御理解いただくとか、先進事例を御説明するとか、そういうことが重要だと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樫谷委員長 ありがとうございます。それでは、地方公共サービス小委員会については、ただいま御議論いただきました検討も踏まえまして、今後も進めていただきたいと思

います。

続きまして「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント等の作成及び『官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方』の修正」について、事務局から10分程度で御説明いただきたいと思えます。

金子参事官 それでは、まず資料7-1に基づきまして御説明をいたします。このチェックポイントを作成した背景が、まず1.のところございますけれども、最近我々の事業として、1者応札が継続しているという事案がふえているということがございまして、特に競争性に問題があって我々の案件になったものについて、実施要項作成の比較的早い段階から、我々がこれまでに議論をした中で、こういう点に気をつけてもらえれば複数の応札に向けて改善ができるというポイントを実施府省さんにお示しして、それで考えていただくということができればいいのではないかとということで、チェックポイントを作成したということでございます。

具体的には、これまで入札監理小委員会ないしはこの監理委員会で御指摘いただいた事項を中心にリストアップをいたしまして、それをこの資料の2ページ目以降にありますように、実施要項の作成指針の項目に沿った形で並べかえましてお示しをすることにしようということでございます。

内容をざっと見ていただきますと、まず資料の2ページ目のところにある、3.のところでございますけれども、入札参加資格についてできるだけ幅広く見ていただくように改善していただきたいということで、この項目で赤い星がついているところというのは、特に頻繁に我々が指摘をしているような事項ということでございますけれども、御検討いただくということ。

また、次のページ、4.の入札参加者の募集についても、スケジュールをできるだけ長くとってこれというようなことを、いろいろな案件で申し上げておりますけれども、そういったことをあらかじめ申し上げる。加えて、やはり事業者さんに負担になるということになると、特に新規の方が参加をためられるようなケースもあるでしょうから、例えば提案書のひな形を示すとか、枚数の制限を設けるとか、そういったことを考えていただくということ。

加えて、次の4ページに、情報開示の事項を幾つか指摘してございますけれども、できるだけ内訳も含めて、これまで事業を実施されていない方であってもわかりやすい情報開示に努めていただくということをお願いするということでございます。

これにつきましては、一応、1者応札が継続している競争の改善が必要な事案としてございますけれども、それに限らず参考になる点だと思えますので、我々が実施府省さんと議論するときにも、このチェックポイントを活用しながら競争性の改善に努めていくようにしたいと考えているところでございます。

次の資料として、資料7-2というものを併せて添付してございます。

これは、おととしの3月に事務連絡の形で示したものでございまして、従来、実施府省

さんとの打ち合わせにも用いておりますし、あわせて我々のウェブサイトにも示している資料でございます。

今回、チェックポイントのリストができたことに伴いまして、従来使っていたチェックリストと、今回の新しいチェックポイントを差しかえたいというのが、この資料7-2を修正する趣旨でございます。

理由といたしましては、従来のチェックリストというのは、実施要項の作成指針に基づき、各項目に沿った形で、一つ一つこれを具体的にちゃんと検討したかとか、具体的に書いたかというようなことを確認するようなつくりになっておりましたので、チェックリストのページも6ページにわたるような、非常に多い項目のものになってございました。いろいろ聞いてみますと、使われている実施府省さんからは、やはりちょっと項目が多くて使い勝手が悪いという声も聞こえてきたこともありますので、今回のチェックポイント、要は競争性改善のところに特に重点を置いた、項目を絞った形のチェックポイントを今後は使っていただいて、それ以外の、例えば記載が具体的ではないとか、不明確だということについては、我々が先生方にお諮りする前に確認する段階で気づきの点があれば、当然指針に沿った形で実施要項はつくっていただかなければいけませんので、それは指摘をすることは可能でございますので、まずは、例えばスケジュールを長めにとるとか、入札の対象範囲をどういうふうに設定するかというような、比較的初期段階で御検討いただかなければならない項目に絞って、実施府省さんにチェックをしていただくというように変えてみようかということでございます。

説明は以上でございます。

榎谷委員長 ありがとうございます。チェックポイントの改善を行っていただけたということではありますが、これにつきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント等の作成及び『官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方』の修正」につきましては御了解いただいたということでよろしくお願ひしたいと思います。

ただいま御審議いただいた点ということでよろしいわけですね。

(「異議なし」と声あり)

榎谷委員長 以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりましたので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)